

非軍事化をめざす沖縄特別法の検討（作業中の報告）

2025年1月21日

沖縄戦 戦没者の尊厳を守る研究会（沖縄）

戦争させない社会研究準備会（東京）

会員 河野道夫（読谷村在住）

提案の趣旨

私たち県民が沖縄の非軍事化と東アジアの平和創造拠点化¹をめざす理由は、沖縄の歴史的・地理的特性にある。それは、沖縄地上戦の国家責任と県民の記憶、戦後80年の差別的な沖縄対策、そして東アジアに占める沖縄の位置などである。

先の大戦で沖縄は“捨て石”にされ、3ヵ月間の地上戦による住民の犠牲は日米など軍人よりも多かった。日本の軍人が住民を避難壕から追い出し、また「自決」や「子殺し」を強制する例も多かった。日本復帰後、政府は沖縄に米軍を集中させ、近年は軍拡と戦争準備で自衛隊を増強し、日米共同の一大軍事拠点となった。また基地被害が頻発し、とくに女性の人権被害と環境の汚染が深刻になっている。

この現状は忍耐の限界を超え、非軍事化をめざし基地の縮小撤去を求め新基地建設に反対するのは当然である。現在まで続く沖縄の過重な負担には、次のようなものがある（順不同）。

- (1) 米軍の駐留は、事実上、沖縄で恒久化され（天皇メッセージなど）、憲法上の国是である非軍事主義との矛盾がもっとも顕著になっている。
- (2) 政府は対米関係において日本の主権をおろそかにし、その結果、基地起因の犯罪・事故・汚染が頻発して生命・人権・環境が軽視されている。
- (3) 先住者の土地に対する権利が侵害された上に、アメリカ政府と米軍によって強制的に接収され、農地・墓地・拝所まで基地にされている。
- (4) 県内千ヵ所といわれる戦争遺跡群の保存は、県または市町村の文化財保護法による戦跡指定では、技術的にも財政的にもほとんど不可能である。
- (5) 東アジアの中心に位置するにもかかわらず、近隣諸国間の緊張緩和と信頼醸成には活用されず、逆に沖縄が分断と対立の増幅要因にされている。

そもそも、日本を含む東アジア諸国は那覇から空路4～5時間の圏内にある。かつて琉球王国は、地の利を生かして平和外交と海洋貿易によって安定し²、400年もの間、常備軍を持たない独立国だった³。しかし1879年、日本はこれを武力併合して「大日本帝国」の一翼とし、善隣友好の伝統は中断させられたままである。このように琉球に遡る沖縄の特性は、県民の記憶と誇りになっている。

¹ 平和創造拠点：2022年4月18日衆議院本会議「強い経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰50周年に関する決議」。ただし「基地の整理縮小」「日米地位協定の改定」はない。

² 万国津梁の鐘：「琉球国は南海の勝地にして、三韓の秀を鍾め、大明を以て輔車となし、日域を以て唇齒となす。此の二の中間に在りて湧出する蓬莱島なり。舟楫を以て万国の津梁となす」。

³ 琉球王国として締結した条約：1854年琉米、1855年琉仏、1859年琉蘭に結ばれた友好通商条約。

憲法は個人の尊厳と地方自治の本旨を、地方自治法は自治体の自主性・自立性を、それぞれ最大限尊重するとしている。沖縄特別法の構想は、この法的環境に従うと同時に憲法原理を具体化している。特別法とは「地方公共団体の組織・権能・運営または住民の権利義務について、一般法とは異なる特例を定める法律」と解説され⁴、住民投票で過半数の同意を必要とする（憲法第95条）。それは国会の可決後に実施される（国会法第56条、地方自治法第261条）。

15件18都市の実例のうち（別紙付録Ⅱ参照）、1949年広島平和記念都市建設法は市を「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴」に、同年長崎文化都市建設法は「国際文化の向上を図り恒久平和の理想を達成する」市にすることが目的である。

私たちの恒久平和への想いは、けっして広島・長崎に劣らない。それは、前述した沖縄固有の歴史的・地理的特性があるからである。沖縄の非軍事化と東アジアの平和創造拠点化の目標は、これまでの過酷な体験に深く根差しており、災いを転じて福とする道ではないだろうか。このことを県民の記憶と誇りに訴え、さらに全国民の理解を求めたい。それが沖縄特別法として国会への提案をめざす趣旨である。

議員提案の重い課題

- (1) 賛同国会議員の確保：特別法の提案は国の予算が必要なら衆院50名以上、参院20名以上、不要なら衆院20名以上、参院10名以上の賛同者が必要（国会法第56条）。
- (2) 主要政治勢力の合意：この特別法案が「沖縄の意思」として理解されるためには、少なくとも「うりずんの会」と「かけはしの会」の合意が必要と思われる⁵。
- (3) 非軍事化長期計画：非軍事化は事実上、沖縄県域を日米安保条約適用外とすることになる。このため、国・県による外交努力の成果、東アジアの国際環境等を確認しつつ段階的に実施する。したがって長期計画（たとえば20年計画）が必要になる。

（仮称）沖縄非軍事化特別法案とする場合

第1条（目的）この法律は、沖縄県域を非軍事化することを目的とし、それによって東アジアの平和創造拠点の形成に寄与するものとする。

第2条（国民の意思）国民の非軍事化の意思は、憲法上明記されている。

- (1) 再び政府に戦争させない決意⁶。
- (2) 陸海空軍その他戦力不保持の基本方針。
- (3) 全世界の人々に平和的生存権があることの確認⁷。
- (4) 個人の尊厳と基本的人権を保持する努力（第12・24・97条）。

第3条（計画及び事業）第1条（目的）を達成するため、沖縄県は国と協力して非軍事化20ヵ年

⁴ 特別法：上田 章・浅野一郎『憲法』ぎょうせい、1993年、330頁。

⁵ かけはしの会：西銘（会長）、國場、宮崎、比嘉奈津美（以上衆議院）、島尻（参議院）。うりずんの会：赤嶺（代表代行）、新垣、屋良（以上衆議院）、伊波、高良（以上参議院）。

⁶ 憲法前文：「日本国民は…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し…」。

⁷ 同上：「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」。これは、日本とその国民が他国に戦争防止を働きかける道義的責務の根拠である。

計画（沖縄非軍事化計画）を定め、これを実施する事業（沖縄非軍事化事業）を行うこととし、都市計画法を適用する。

第4条（基本の施策）沖縄非軍事化計画の基本の施策には次の事項が含まれる（順不同）。

- （1）軍事基地の撤去・縮小、日米地位協定の改定、日米合同委員会への参加。
- （2）沖縄に配属された自衛隊の救命救助・災害復興の専門部隊への転換。
- （3）戦争遺跡群等※の保存活用と世界文化遺産登録。※対馬丸記念館など関連施設が多い。
- （4）知事または県議会による沖縄先住者としての権利宣言（2007年国連宣言を基礎に）。
- （5）諸外国および国際機関が実施している非軍事化努力の実態調査。
- （6）国・県の積極的外交による東アジアの緊張緩和。
- （7）日中韓3国首脳が長期目標として合意した「東アジア共同体」⁸への努力。

第5条（事業の援助）国の関係諸機関は、沖縄非軍事化事業の推進をできる限り援助しなければならない。

第6条（特別の助成）国は、沖縄非軍事化事業の用に供するために必要がある場合には、国有財産法第28条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し普通財産を譲与することができる。

第7条（沖縄県知事の責務）沖縄県知事は、**県民の協力**⁹及び関係諸機関の援助により、非軍事化の推進について不断の活動をしなければならない。

（仮称）東アジアの平和創造拠点への沖縄転換法案とする場合

第1条（目的）この法律は、沖縄県域を日米両国の軍事拠点から東アジアの平和創造拠点に転換し、恒久平和の実現に寄与することを目的とする。

第2条（国民の意思）：恒久平和に向けた国民の意思は、憲法上～（以下、前例と同じ）。

第3条（計画及び事業）第1条を達成するため、沖縄県は国と協力して東アジア平和創造拠点整備20ヵ年計画（平和拠点整備計画）を定めるとともに、平和拠点整備計画を実施する事業（平和拠点整備事業）を行うこととし、都市計画法を適用する。

第4条（基本の施策）平和拠点整備計画の基本の施策には、次の事項が含まれる（前例と同じ）。

第5条（事業の援助）国の関係諸機関は、平和拠点整備事業の推進を～（前例と同じ）。

第6条（特別の助成）国は、沖縄非軍事化事業の用に供するために～（前例と同じ）。

第7条（沖縄県知事の責務）沖縄県知事は～（前例と同じ）。

⁸ **東アジア共同体構想**：2001年《ASEAN+日中韓》13ヵ国首脳（日本は小泉首相）は、東アジアビジョングループ報告「東アジア共同体へ：平和・繁榮・進歩の地域」を長期目標として合意。2010年6月1日内閣官房「『東アジア共同体』構想に関する今後の取組について」参照。なお「構想」とは別に2011年日中韓三国協力事務局がソウルに常設された。事務局10人×3、事務局長は2年交代。

⁹ 「**住民の協力**」の解釈：森上翔太は広島・長崎の第7条（市長の責務）を「市長が『住民』の協力を得なければならない」と解釈し、住民との対話によって共通の平和記念都市像を形成し「実現に向けて市長が不断の活動をしなければならない」とする—『未完の平和記念都市：広島平和記念都市建設法の軌跡と展望』論創社、2024年、329頁。